

構成	
前文	
第1章 総則（第1条～第10条）	
第2章 推進体制の整備（第11条～第14条）	
第3章 基本的施策	
第1節 性暴力の予防（第15条～第17条）	
第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18条～第21条）	
第3節 性暴力のない社会の構築（第22条・第23条）	
第4章 雑則（第24条・第25条）	
附則	

前文	
○人権を尊重し、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは私たちすべての県民の願い	
○性暴力は、被害を受けた者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されない	
○性暴力は依然として身近に存在する。性暴力に対するすべての責任は加害者にあるにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在	
○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、社会全体で途切れのない支援が必要	
○子どもは、社会全体で被害から守り、早期発見・支援が必要	
○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さない強い意思の下、性暴力を根絶させなければならない	
○私たちは、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、すべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図る	

第2章 推進体制の整備	
推進体制の整備（第11条）	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努める
推進計画（第12条）	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める ○推進計画では、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める
人材の育成及び支援（第13条）	○県、市町職員等に対する性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○教育に関する職務に従事する者に対する性暴力への適切な対処に関する知識及び技術、相談窓口との連携方法その他の必要な事項について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○性暴力被害者支援従事者に対する心理的外傷防止のための必要な施策を講ずる ○民間支援団体に対する性暴力被害者等支援に関する情報の提供、助言等
市町に対する支援（第14条）	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第1章 総則	
目的（第1条）	○性暴力の根絶と性暴力被害者等に対する支援に関する施策（性暴力の根絶をめざす施策）に関し、基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする ○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
定義（第2条）	○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為（その者に対して接触する行為に限らず非接触的なものも含む。）であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為 ○性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義
基本理念（第3条）	○性暴力を根絶していかなければならない ○性暴力被害者等を社会全体で支えることを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重 ○差別や偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮 ○必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進 ○まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身に付け、性被害が発生した場合には、早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援のため、各主体が連携協力
県の責務（第4条）	○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する ○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に係る機関（関係機関）と相互に連携を図る ○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報の収集及び活用に努める
県民等の役割（第5条）	○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、性被害、二次被害の防止に配慮 ○傍観することなく、性被害の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
市町の役割（第6条）	○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
学校等の役割（第7条）	○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
事業者の役割（第8条）	○セクシュアル・ハラスメント等による性被害又は二次被害が生じないよう努める ○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
医療機関の役割（第9条）	○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める
民間支援団体の役割（第10条）	○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める

第3章 基本的施策	
第1節 性暴力の予防	
予防教育等の推進（第15条）	○県及び市町は、発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発を行うよう努める ○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める
県民等の理解の促進と気運の醸成（第16条）	○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる ○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る
性暴力のない社会をめざす週間（第17条）	○性暴力のない社会をめざす週間を設定し、理解促進・気運の醸成に向け集中的に取り組むよう努める
第2節 性暴力被害者等に対する支援	
総合的な相談体制の整備等（第18条）	○性暴力被害者等に対する支援に関する総合的な窓口を設置し、相談に応じ支援を行う ○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずるよう努める ○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に最大限の注意
早期発見及び早期対応（第19条）	○県民等が性被害を受けた場合、早期に前条に規定する相談窓口につなげられるよう警察、関係機関と連携を図る ○子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう情報の提供その他の必要な施策を講ずる
性暴力被害者等に対する支援（第20条）	○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な施策を講ずる（相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援） ○県は、関係機関と緊密に連携し、支援が迅速かつ的確に行われるよう取り組む
三重県犯罪被害者等支援条例への委任（第21条）	○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の規定を適用する ○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力被害の特性に配慮する
第3節 性暴力のない社会の構築	
性暴力の再発防止（第22条）	○性暴力加害者等（保護者等）の相談に応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める ○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める
性暴力が発生しない環境づくり（第23条）	○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める ○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な情報の提供その他必要な施策を講ずる
第4章 雑則	
個人情報の保護（第24条）	○条例に基づく取組に当たって取得した個人情報を適切に管理しなければならない
財政上の措置（第25条）	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める